

国内商品先物取引 取引ガイド 契約締結前交付書面 一部改訂新旧対照表

プレミア証券株式会社

(下線の部分は改訂箇所)

新	旧
<p><b>P.5 商品先物取引のリスク 二段目</b> 商品先物取引は証拠金取引であり、総取引金額は取引に際して預託する証拠金のおおむね5～6.0倍程度の額となります。</p> <p><b>P.7 商品先物取引とは 三段目</b> また、別の特徴として、商品先物取引では商品の代金をすぐに用意する必要はなく、その代わりに取引の担保金として、実際の取引金額のおおむね1.5～20%程度の額で設定された「証拠金」と言われるお金を預託するという点があります。(証拠金取引)</p> <p><b>P.11 純資産</b> ※純資産額 = 預り証拠金+値洗損益金通算額+売買差損益金</p> <p><b>P.12 証拠金不足額 二行目</b> 証拠金不足の確定時間は、日中立会終了時の帳入値段をもって計算され、繰り越し処理終了をもって(おおよそ午後4時15分頃)確定します。</p> <p><b>P.13 債務の履行・決済方法 二行目</b> 建玉を決済する(仕切る・手仕舞う)場合には、電話又は取引システムより行ってください。決済注文が成立した場合には、損益(売買差損益金)が計算され、取引結果が利益の場合には、売買差益金から委託手数料を差し引いた金額を預託している預り証拠金に加算いたします。</p> <p><b>P.14 当社の商品先物取引業の内容及び方法の概要</b> 当社は商品先物取引法に基づいて経済産業大臣および農林水産大臣の許可を受けた商品先物 取引業者であり、当社の行う商品先物取引業は、同法第2条22項にあたります。また、当社は同法第245条に基づき認可を受けている日本商品先物取引協会の会員です。 この契約に基づく取引は「商品市場における取引」(法第2条第22項第1号)の受託の取次ぎにあたり、お客様の注文を当社が受注する対面取引の方法、もしくはインターネットを利用した電子取引の方法により行います。</p> <p style="text-align: center;">平成27年12月15日改訂</p>	<p><b>P.5 商品先物取引のリスク 二段目</b> 商品先物取引は証拠金取引であり、取引に際して預託する証拠金の額は、総取引金額に対しておおむね数倍から数十倍程度の額であり、総取引金額に比較して少額となります。</p> <p><b>P.7 商品先物取引とは 三段目</b> また、別の特徴として、商品先物取引では商品の代金をすぐに用意する必要はなく、その代わりに取引の担保金として、実際の取引金額のおおむね3～20%程度の額で設定された「証拠金」と言われるお金を預託するという点があります。(証拠金取引)</p> <p><b>P.11 純資産</b> ※純資産額 = 預り証拠金+値洗損益金通算額+売買損益金</p> <p><b>P.12 証拠金不足額 二行目</b> 証拠金不足の確定時間は、日中立会終了時の帳入値段をもって計算され、繰り越し処理終了をもって(おおよそ午後4時30分ごろ)確定します。</p> <p><b>P.13 債務の履行・決済方法 二行目</b> 建玉を決済する(仕切る・手仕舞う)場合には、電話又は取引システムより行ってください。決済注文が成立した場合には、損益(売買損益金)が計算され、取引結果が利益の場合には、売買差益金から委託手数料を差し引いた金額を預託している預り証拠金に加算いたします。</p> <p><b>P.14 当社の商品先物取引業の内容及び方法の概要</b> 当社は商品先物取引法に基づいて経済産業大臣および農林水産大臣の許可を受けた商品先物 取引業者であり、当社の行う商品先物取引業は、同法第2条22項にあたります。また、当社は同法第245条に基づき認可を受けている日本商品先物取引協会の会員です。 この契約に基づく取引は「商品市場における取引」(同条項1号)の受託の取次ぎにあたり、お客様の注文を当社が受注する対面取引の方法、もしくはインターネットを利用した電子取引の方法により行います。</p>